

社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条の役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が会議等に出席した場合又は出張した場合には、別表に定める種類及び額により費用を弁償する。

(会議等)

第5条 前条の会議等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事会、評議員会、監査
- (2) 本会の業務執行上特に必要があり出席した会議、打合せ等
- (3) 本会の業務執行上特に必要があり出席した研修等
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

(単位：円)

区 分	日 当			交 通 費
	市内での会議等 (1回につき)	日帰りの市外出張 (1日につき)	宿泊の市外出張 (1日につき)	
役 員 等	1,000	1,500	2,000	実 費

(1) 宿泊料は原則として、1泊につき15,000円を限度として支給する。